



つがる市職員採用試験（後期試験）

市職員の採用試験を次のとおり実施します。詳細については、募集要項（採用試験案内）をご確認ください。

募集要項は、市ホームページに掲載しています。

1. 募集職種・受験資格

職 種		受 験 資 格
初級行政（一般事務）	6人程度	平成7年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方
【追加募集】 上級行政（一般事務）	若干名	平成7年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方
初級・上級行政 障害者限定枠	若干名	初級行政・上級行政いずれかの受験資格を有する方で、障害者手帳等の交付を受けていること
社会福祉士	若干名	平成2年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する者で、社会福祉士の資格を有する方
学芸員(考古学・歴史学・民俗学)	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有し、博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する方
消防A	2人程度	平成11年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方
消防B		平成11年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方

※いずれの試験も、令和7年3月に卒業見込みの方は受験できます。

※上級行政(障害者限定含む)および消防A試験の受験資格を有する方は、初級行政(障害者限定含む)および消防B試験を受験できません。

※高等学校卒業程度認定試験合格者は、初級行政および消防B試験を受験できます。



2. 採用予定日 令和7年4月1日

3. 試験の日時・場所・内容

第一次試験		試験内容
初級・上級行政 初級・上級（障害者限定） 社会福祉士	日時 9月29日（日）9時 場所 生涯学習交流センター「松の館」	教養試験、事務適性検査、専門試験（初級行政は除く）
学芸員(考古学・歴史学・民俗学)	書類審査	研究内容等をまとめたものを提出してください。
消防A 消防B	日時 9月29日（日）9時 場所 つがる市消防本部	教養試験、消防適性検査、体力検査

4. 申し込み方法

インターネット（電子申請サービス）からの申し込み

5. 受け付け期間

7月11日（木）～8月23日（金）

HP（職員採用）
QRコード →



【申し込み・問い合わせ先】 人事課 電話42-2111（内線403）

「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

- ・デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています（※1）。
- ・その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます**（※2）（※3）

（※1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（※2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（※3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- ・所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- ・支給金額の具体例は、以下のとおりです。

<例1>一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。

・**定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

<例2>4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（※4）

⇒・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。

・**定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

（※4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

- ・対象者の方には税務課から確認書をお届けします。

給付金を受け取るには、確認書の返信が必要です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。

審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※確認書を受理した日から1か月後が目安です。



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線216）